

中重度者ケア体制加算 について (通所介護)

中重度者ケア体制加算（通所介護）の主な算定要件について

中重度者ケア体制加算

1日につき45単位を所定単位数に加算する。

※共生型サービスの単位数を算定する場合は、当該加算の算定不可

※事業所を利用する利用者全員に算定することができる。



算定要件	内容
イ 看護職員又は介護職員の加配	暦月ごとに、人員基準で規定される看護職員又は介護職員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保すること
ロ 要介護3から5までの利用者の割合	・前年度（3月は除く）又は算定日が属する月の前3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護状態3、4又は5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ・上記期間の実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定する。要支援者については含めない。
ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置	・他の職務との兼務は認められない。 ・サテライト事業所で算定する場合は、当該サテライト事業所においても、1名以上の配置が必要である。 ・イの加配職員の常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には、要件ハを満たすための専従の看護職員としての勤務時間を含めることができない。

中重度者ケア体制加算を算定している事業所は、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。〔老企第36号 第2の7（9）〕

→今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。〔介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について〕

看護職員又は介護職員の加配について

○認知症加算・中重度者ケア体制加算について

問 2 5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

（答）

例えば、定員 20 人の通所介護、提供時間が 7 時間、常勤の勤務すべき時間数が週 40 時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。（本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。）

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18 人	17 人	19 人	20 人	15 人	16 人	105 人
必要時間数	11.2 時間	9.8 時間	12.6 時間	14 時間	7 時間	8.4 時間	63 時間
職員 A	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	0 時間	40 時間
職員 B	0 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	40 時間
職員 C	7 時間	7 時間	7 時間	7 時間	7 時間	0 時間	35 時間
職員 D	8 時間	8 時間	0 時間	0 時間	8 時間	8 時間	32 時間
計	23 時間	31 時間	23 時間	23 時間	31 時間	16 時間	147 時間
加配時間数	11.8 時間	21.2 時間	10.4 時間	9 時間	24 時間	7.6 時間	84 時間

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

（例：月曜日の場合）

確保すべき勤務時間数 = $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数} = 11.2 \text{ 時間}$

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

（例：月曜日の場合）

指定基準に加えて確保された勤務時間数 = $(8 + 7 + 7) - 11.2 = 11.8 \text{ 時間}$

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で 84 時間の加配時間となり、
 $84 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} = 2.1$ となることから、常勤換算方法で 2 以上確保したことになる。

常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際の介護職員又は看護職員の勤務時間は含めない。

常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、算定要件の 1 つである「指定通所介護の提供時間帯を通じて専従の看護職員」の勤務時間は含めない。

要介護 3 から 5 までの利用者の割合について

問 3 1 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護 3 以上の割合における具体的な計算方法如何。

(答)

認知症加算、中重度者ケア体制加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護 3 以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護 3 以上の割合を計算する場合、前 3 月の平均は次のように計算する。(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算についても同様に行う。)

	要介護度	利用実績		
		1 月	2 月	3 月
利用者①	要介護 1	7 回	4 回	7 回
利用者②	要介護 2	7 回	6 回	8 回
利用者③	要介護 1	6 回	6 回	7 回
利用者④	要介護 3	12 回	13 回	13 回
利用者⑤	要支援 2	8 回	8 回	8 回
利用者⑥	要介護 3	10 回	11 回	12 回
利用者⑦	要介護 1	8 回	7 回	7 回
利用者⑧	要介護 3	11 回	13 回	13 回
利用者⑨	要介護 4	13 回	13 回	14 回
利用者⑩	要介護 2	8 回	8 回	7 回
要介護 3 以上合計		46 回	50 回	52 回
合計(要支援者を除く)		82 回	81 回	88 回

① 利用実人員数による計算(要支援者を除く)

- ・利用者の総数=9 人(1 月)+9 人(2 月)+9 人(3 月)=27 人
 - ・要介護 3 以上の数=4 人(1 月)+4 人(2 月)+4 人(3 月)=12 人
- したがって、割合は $12 \text{ 人} \div 27 \text{ 人} \approx 44.4\%$ (小数点第二位以下切り捨て) $\geq 30\%$

② 利用延人員数による計算(要支援者を除く)

- ・利用者の総数=82 人(1 月)+81 人(2 月)+88 人(3 月)=251 人
 - ・要介護 3 以上の数=46 人(1 月)+50 人(2 月)+52 人(3 月)=148 人
- したがって、割合は $148 \text{ 人} \div 251 \text{ 人} \approx 58.9\%$ (小数点第二位以下切り捨て) $\geq 30\%$
- 上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。

なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算する。

前 3 月の実績により届出を行った事業所は、届出の翌月以降においても、直近 3 月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

→下回った場合は、算定不可。
直ちに加算取下げの手続きを行う。

専従看護職員について

関連 Q & A	質問	回答
H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について	通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。	当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。
H27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.2）（平成27年4月30日）」の送付について	加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるか。	貴見のとおり。
3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。	中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、 a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。